

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

当該職員は、栄区に在籍していた令和8年2月27日（金）の勤務時間外において、女性職員の肩、頭、背中を複数回触ったほか、腕を組む、抱きつくといったセクシャル・ハラスメント行為を行った。さらに、当該女性職員が離れるよう求めたにもかかわらず直ちにこれに応じなかった。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
南区	事務職員	50代	停職6箇月

※本処分については、令和8年10月5日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の1名を管理監督者処分としました。

- ・部長級1名 所属長口頭厳重注意

お問合せ先	
人事課	Tel 045-671-4005